

青森地方最低賃金審議会 第3回専門部会議事録

1 日 時 令和7年8月7日（木）午前10時～午前11時22分

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	菅委員	藤井委員
【事務局】	上野労働基準部長	吉田賃金室長	篠原室長補佐	村山賃金係長

（事務局 室長補佐）

定刻になりましたので、ただ今より第3回青森県最低賃金専門部会を開催いたします。本日の委員の出欠状況ですが、全員出席していることをご報告いたします。また本日の専門部会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、7名の方から傍聴の申し込みがなされ、本日傍聴されていることをご報告いたします。

なお、本専門部会のうち、公使、公労の個別協議については非公開となっておりますので、個別協議になりましたら、傍聴の皆さまは事務局の案内により移動をお願いします。それでは以降の議事につきまして、石岡部会長をお願いします。

（石岡部会長）

それではよろしくお願いいたします。それではまず今日はビデオメッセージ、こちらの方を聞きたいと思います。準備をお願いします。

（藤村中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージ）

皆さんこんにちは、中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。本年度も目安の位置づけの趣旨あるいは中央最低賃金審議会がとりまとめました、令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から、直接お伝えする場を設けさせていただいております。

今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて目安をどのように捉えて参考とするのか、また今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深めていただきたいと思います。

最低賃金は最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としております。通常の賃金と異なり個別の団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会

の答申に基づき決定されるものになります。

引き上げ額の検討に当たりまして考慮する要素としては、様々なものがあるんですが、基本的な考え方をここでお伝えをしておきたいと思います。

まずは、最低賃金法は、法定の3要素というのを求めています。労働者の生計費それから賃金、3つ目が通常の事業の賃金支払能力、これを考慮して定めるということとなっております。

また、生活保護に関わります施策との整合性に配慮するというのも法定をされております。その際地域間のバランスを図るという観点から、中央の最低賃金審議会の目安を示すというふうになっております。

また、近年は政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際に求められているということから、それも無視できない項目になっております。具体的には中長期の金額の目標、それと地域間格差の是正になります。

次に目安についてご説明をしたいと思います。令和5年の全員協議会報告や令和7年度目安小委員会報告に記載されておりますとおり、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないということを、改めて認識いただきたいと思います。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安通りとなることもあれば、目安を上回る、あるいは目安を下回ることもあり得るというふうに私どもは考えております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安、公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌されまして、公労使の3者でしっかりと賃金のデータの実状に基づいた議論を尽くした上で、決定をしていただきたいと思います。

では今年度の目安のポイントをご説明したいと思います。今年度の目安についても3要素のデータに基づきまして、公労使で7回にわたって真摯に議論を重ねてまいりました。3要素のうち何を重視するかは年によって異なるわけですが、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する。その点に加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていくということにも着目をいたしました。

3要素それぞれの評価ポイントについて、ご説明をいたします。まず、労働者の生計費についてです。消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合を基準に議論を行ってきた、これはもう昔からそういうようにしております。

それとともに今年度の物価について丁寧に議論をしました。足下の物価上昇要因に関して、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の約7割を占めていると、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると、近年上昇傾向にあること、令和6年分では勤労者世帯の26.5%となっており、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである世帯収入第一・十分位階級で27.5%、さらに高い水準になっていることを公労使で確認をいたしました。

しかしながら食料やエネルギーは、昨年指標としてみた消費者物価指数の頻繁に購入する品目だけに含まれるものではなくて、また様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む1か月に1回程度購入、そのどちらにも含まれない、穀物を含む食料、生活の基礎となる品目を含む基礎的支出項目等の生活必需品との関連が深い消費者物価指標を広く確認をし、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について、総合的に評価を行っていく必要があると判断をいたしました。

そういった中で今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的に見ようということになりまして、今年度は持家の帰属家賃を除く総合に加えまして、4つの指標を追加的に見ることといたしました。

具体的には頻繁に購入する品目、1か月に1回程度購入する品目、基礎的支出項目、食料の4つでございます。こういった指標を見ながら持家の帰属家賃を除く総合が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%でありましたが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案をいたしました。

なお4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げますと4.2%、6.7%、5.0%、6.4%という高い水準になっております。3要素の2番目の賃金については、連合、それから経団連、日本商工会議所、それに厚生労働省の30人未満の企業を対象としました賃金改定状況調査といったさまざまな調査で、賃上げのベクトルが上向きであるということが今年も確認をされております。

賃金が増えているという流れにも着目する必要性について、公労使の考えが一致したところでございます。

最後3つ目、通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと理解されておりまして、これまでの目安審議においても業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料をもとに議論を行ってきました。

支払能力については、基準となる資料がなかなかないわけです。そこで例年通り賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、その他売上高、経常利益率も確認をしております。その際資本金規模が1,000万円未満の企業が厳しいといったデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したところですが、全体として支払能力は改善傾向にあるというふうに考えました。

さて今年度示しました目安についてですが、これまでご説明をした検討、一部重複いたします、しかしここは強調しておきたいので申し上げておきたいと思います。

3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すに当たっては、昨年度に引き続きまして消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する、それに加えまして中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目をいたしました。

また賃上げの流れを非正規雇用労働者や、中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意をしたところであります。具体的には全国加重平均と

しては、今年度は 6.0%、63 円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。近年配意を求められております政府の閣議決定では、地域間格差の是正が盛り込まれております。中央最低賃金審議会としても地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だということで認識をいたしました。

そういった中、消費者物価指数、具体的には持家の帰属家賃を除く総合ですね、この上昇率や A ランクで 3.8%、B ランクで 3.9%、C ランクで 4.1%となっており、C ランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第 4 表①②③における、賃金上昇率が C ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっていることなどの指標を考慮すると、今年度は下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。

具体的には A ランク 63 円、率にしますと 5.6%、B ランクも 63 円で率は 6.3%、C ランク 64 円 6.7%といたしました。C ランクの上昇額、上昇率が最も高くなっているということは、中央最低賃金審議会として地域間格差是正への配慮、物価や賃金等の指標を見て、お示しをしたものでございます。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめております。またこれまで目安に関する小委員会に提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議にあたって、適宜参考としていただきたいと思います。

なお都道府県別に示される地域の経済雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくために、厚生労働省の事務局に対して都道府県別のデータの有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中でありました。

これについては早速労働局には伝達されていると承知をしておりますので、適宜参考にされたいと思います。

次に、発効日についてです。発効日については 10 月 1 日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引き上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要という声も挙がっております。

こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第 14 条第 2 項により発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員の間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても、十分に考慮して意見を行っていただくよう中央最低賃金審議会の公益委員として要望をしたいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際にさまざまな資料やデータに基づき、公労使で真摯な議論を重ねてまいりました。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考にさせていただいて、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを私どもは期待をしております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の資料の結果にこれからも注

目をしていきたいと思います。以上私からのメッセージでした。

(石岡部会長)

何かございますか。よろしいですかね。今のはご説明でしたので。

それでは議事に入りたいと思います。まず事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

本日もよろしくお願いいたします。資料を付けてございますけれども、基本的にはこれまでにお配りした資料をそのまま付けておりますので、説明は省略をさせていただきます。

また労側の方から、昨日追加でという話がありました、最低賃金の水準と若者転入超過率の資料がございます。資料は以上ですけれども、伝達事項ということで結審の状況についてでございます。

昨日新潟県で結審をしております。金額としては目安プラス2円の65円上げということで、985円から1,050円に上がるということになっております。発効日は10月2日ということですので、法定発効ということになります。

あともうひとつ、昨日菅委員の方からご質問がございました、中賃の会長の方からありました、都道府県別のデータについてですけれども、昨日私の方で確認をいたしましたところ、本省から、中賃の目安小委員会に出した資料のうち、都道府県別のデータが有るもの無いものというような一覧表がございましたけれども、ご質問のありました改定状況調査については、これは無いということになっておりました。要は、データそのものがないのかですね、あるいはデータはあるけれども、何らかの理由で出せない話なのか、本省の方に確認中でございますけれども、無いということです。

他に中賃の資料で都道府県別の資料が付いていないもので、あるかどうかということについては個別にご質問いただければお答えできるかと思いますので、それはまた随時対応させていただきたいと思います。私の方からは以上でございます。

(菅委員)

無いという意味が分からないのですが。

(事務局 労働基準部長)

今提供されていないという状況で、予想される回答としては、昨日も申し上げたんですが、各都道府県別のものを出すと、外れ値のぶれが大きくなるので、提供することが適切ではないという回答が返ってくるんじゃないかなというふうに想定して、今確認中なのですが、昨日の今日でまだ情報が間に合っておりませんので、今そこを確認中でございます。

(菅委員)

ということであれば理解できますけど、無いという言葉がよく分からなかったのも、まだ確認中ということですね。理由も含めて。

(事務局 賃金室長)

明日以降、返事がくれば、またお伝えしたいと思います。

(石岡部会長)

それから他に質問などはございませんか。よろしいでしょうか。それでは引き続き金額審議に入りたいと思います。

昨日の専門部会では、労側からは 102 円、使用者側からは 29 円というふうに金額提示があったわけですが、本日はさらにどこまで歩み寄りが可能なのかについて、状況を聞いていきたいと思います。昨日は労働者側でしたので、今日は使用者側からお聞きしてもよろしいですか。

(小山田委員)

昨日はですね、国、厚労省さんの方で今年 6 月に実施していただいた賃金改定状況調査結果の第 4 表の②の一般労働者及びパートタイム労働者の産業計 C ランクということで、3.0%の上昇率を採用させていただいて、現行の給与を 953 円に掛けて 29 円を提示させていただきました。

これが厚労省の直近のデータですから、一番賃上げ状況ということでは信頼できる数字かなというふうに思っております。そういう意味では簡単にこれ以外の金額と言われても困るんですが、今ビデオにもございましたように、地域のデータを活用しながらという、中賃の会長さんの説明がございましたので、それを踏まえたと青森県のデータで何か使えるものがないかということの中で、青森県経営者協会春季賃金交渉妥結状況調査結果ということで、資料も労働局でまとめていただいておりますけれども、3.4%あまりということでした。

これは 7 月の 11 日時点ということで、確か資料が提供されていると思いましたが、まだ最終集計は出ておりませんが、直近の集計状況を踏まえたと、アップ率は最終 3.3%程度になるのかな、まだ出ていませんけども、というところが直近で集計中でございますけれども、出てまいりましたので、現行の 953 円に青森県経営者協会春季賃金交渉妥結状況調査結果の直近の集計中ですが、数値を 3.3%これを適応させていただきまして、953 円に掛けますと 31.449 ということでございますので、31 円を提示させていただくということにさせていただきます。以上です。

(石岡部会長)

ありがとうございます。それでは労働者側に。

(秋田谷委員)

使用者側の方からも歩み寄りの数字を提案していただきましたので、労働者側としても提案をさせていただきます。

昨日の 102 円の根拠としましては、連合で集計をしております 2024 のリビングウェイジ 1,120 円を 2 年で到達することと、全国の消費者物価指数と引上げ率これを約 3 割と計算をしまして提案をさせていただきました。

今回はそのリビングウェイジに 2 年で到達することと、青森市の消費者物価指数これを 5.1% というふうに計算をしまして、これの約 3 割程度に当たる 14 円をプラスしまして、97.5 円になりますので、98 円を提案させていただきたいと思います。

(石岡部会長)

ただ今第 2 回目なのですが、双方からいただきましたけれども、この点について何かお互いに質問やあるいは補足すべき事項というのはございませんか。よろしいでしょうか。

そうしますと、この後の審議の進め方ですけれども、大体今までですとこの後個別にお話を伺うというふうなやり方を取ってきたところでございますけれども、そういうふうなやり方でよろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは個別協議については、先に労働者側からお話を伺うということでいいですか。ではそのようにさせていただきたいと思いますので、使用者側委員は別でお待ちいただけますか。

【以後、公益委員と労働者側委員・公益委員と使用者側委員それぞれ意見交換】

(石岡部会長)

大変お待たせいたしました。それでは再開したいと思います、この間個別協議を行いましたけれども、中賃の目安の伝達が遅れたこと、それに伴って全国的な状況がまだよく見えていないということなどもありましてですね、労働者側では今の段階では次の金額を提示することが難しいということでもございました。

今の状況を考えますと、それもまあ致し方ないところかなというふうに考えております。ということで労使共にですね、今日提示がありました労働者側が 98 円、使用者側は 31 円、これに次ぐ数字は現時点では今日の段階では出ていないということになります。

ですので、もう一日持ちかえっていただいてですね、明日の専門部会ではその次の数字を何とかご提示いただきたいと思いますと考えております。

ということで今日の審議としては、ちょっとこれ以上は難しいというふうには考えておりますので、今日の専門部会はこの程度で終了したいと思っておりますが、何か労使双方からご意見とかございますか。

(秋田谷委員)

特にございません。

(石岡部会長)

よろしいですか。はい、それでは今日の専門部会はこれにて終了したいと思います。
どうもお疲れさまでした。